

(様式第1号)

寒河江市簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

寒河江市簡易公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

令和8年6月3日

寒河江市長 齋藤真朗

1 委託業務名

寒河江型探究教室（特別編）運営業務

2 委託事業の内容

「CLAAPIN SAGAE（クラッピン サガエ）」において、歴史、自然、生物、芸術等さまざまな題材を下地にその成り立ちや構造を探究する独自の寒河江型探究プログラム（以下、「プログラム」という。）を官民連携により開発・提供することで、体験した子どもたちに現代社会を生き抜く力である「非認知能力」や「課題解決能力」を育み、人材育成の側面から地場産業支援につなげるとともに、子育て世代をターゲットに新たな交流人口を創出することを目的とする。また、クラッピンサガエにおける今後のイベントに繋がるような事業を展開していく。

特別編では、学校の長期休業日、休日及び祝日に生き物、天体、外遊び等をテーマにしたプログラムを計7回実施するものとする。

3 委託事業の実施期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

4 審査会場及び審査日時（予定）

(1) 審査会場 寒河江市役所 1階 議会会議室

(2) 審査日時 令和8年7月3日（金）午後1時30分から

※参加申込状況によって日時を変更する場合があります。

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(2) 寒河江市独自の探究教室を企画運営するには、地元の資源を熟知して、常に利用していることを必要とするため、西村山地域内に本社・支社をおく企業、又は、これまでクラッピンサガエを利用してイベント及び講座を実施した実績があること。

- (3) 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第2項の規定による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、登録されていない者であっても、参加申込書の提出期限までに登録申請をし、本市が受理した場合は参加資格を有するものとする。
- (4) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 寒河江市業務委託契約約款第38条第1項第10号に該当するものでないこと。

6 手続等に関する事項

(1) 担当課

〒991-0021

寒河江市中央二丁目2番1号

寒河江市子育て推進課 こども支援係

TEL/0237-85-0906

(2) 参加申込書等

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書（様式第2号）を次に掲げる期間内に提出するものとする。

ア 受付期間 令和8年6月3日（水）から同年6月12日（金）まで
（市の休日を除く。）

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 受付場所 (1)の担当課

エ 受付方法 持参又は郵送（必着）による提出

7 その他

- (1) 5の(3)に該当しない者で、当該プロポーザルに参加したい者は、参加申込み前に寒河江市競争入札参加資格者名簿に登録すること。
- (2) 参加に関する経費は、すべて参加者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。また、複数の企画提案書は提出できないものとする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (5) 当該プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式第4号）を担当課へ提出するものとし、担当課は質問書の受理後速やかに回答書（様式第5号）を市ホームページに掲載するものとする。
- (6) 詳細はプロポーザル実施要領によるものとする。
- (7) プロポーザルの選定方法は、プロポーザル審査委員会において選定することとし、審査結果を通知するものとする。なお、応募者多数の場合に行う一次審査の結果は、全ての応募者に対し、その後に実施するプレゼンテーション・ヒアリングへの参加の可否を通知することとする。また、プレゼンテーション・ヒアリングの審査結果は、その参加者に対し、選定者の決定及び通知相手方の点数を通知することとする。審査の過程については非公開とする。